

現場代理人の常駐緩和について

(平成26年9月16日以降適用)

新発田市が発注する工事について、下記のとおり現場代理人の常駐を緩和します。

記

- (1) 監理技術者又は主任技術者として従事している工事について、現場代理人を兼任する場合は5件までの兼任を認める。
ただし、兼任する請負金額の合計額は7,000万円未満とする。
- (2) 現場代理人の常駐緩和に合わせ、専任を要しない監理技術者又は主任技術者の兼務制限件数を5件までとする。

【留意事項】

- ア) 現場代理人が兼務した場合には、各現場の連絡体制を確実に整備して施工管理及び安全管理に万全を期してください。
- イ) 監理技術者又は主任技術者は、建設業法の規定により「専任」義務が課せられる場合がありますので、兼任する場合には建設業法違反とならないよう注意してください。